

ヤマト運輸 クロネコメイトの皆様へ

労働組合に 加入して、 ヤマト運輸と 「交渉」しま せんか？

ヤマト運輸は「クロネコDM便」「ネコポス」の配達業務で働く個人事業主のみなさんを、2024年1月末をもって一斉に契約解除しようとしています。その数は全国で3万人にのぼります。これは2024年問題や環境問題に名を借りた「使い捨て」「大リストラ」です。全国の同じ境遇にある皆さんとともに、労働組合「建交労軽貨物ユニオン」の力を借りて、ヤマト運輸と交渉しませんか？

問い
合わせ先

**建交労
軽貨物ユニオン**

TEL 045-662-2340 FAX 045-641-5453
神奈川県横浜市中区松影町2-7-17
リバーハイツ石川町304号室



あなたの要求をお聞かせください



あなたがヤマト運輸へ求めることは何ですか？「このままヤマトで働き続けたい。」「日本郵便に移っても同じ条件で働きたい。」「契約解除時の補償をもっと出してほしい。」「私たちは契約解除撤回＝契約の継続を求めています。」「要求は人それぞれです。あなた自身の要求を聞かせて頂き、**ヤマト運輸に労働組合の力(団体交渉権・ストライキ権など)を使って要求を実現しませんか？**



個人事業主でも労働組合に入れるの？

個人事業主でも労働組合に加入できます。私たち建交労軽貨物ユニオンは、この件でマスコミに情報提供し、ネット署名も立ち上げ、社会問題化させています。**新聞やホームページを見た方から、多数の相談を受けており、すでにパート社員については本社との交渉が行われています。**



個人事業主の場合、
ヤマト運輸は団体交渉に応じなくていいの？

ヤマト運輸は私たちの8月9日付の要求書(裏面参照)に対して、メイトのみなさんは個人事業主であり、雇用しているわけではないので「団体交渉」に応じる義務はないと言っています。しかし、**ウーバーイーツの東京都労働委員会命令や、アマゾンの個人事業主の労災認定などでも明らかのように、働き方の実態から判断して労働者に当てはまる場合は、会社は団体交渉に応じなければなりません。**今回の団体交渉拒否については、弁護士と協力しながら対策を始めています。

ぜひ、クロネコメイトの皆さんの声を
聞かせてください。相談先はこちらです。



UNITE!



契約解除・解雇撤回を求めるオンライン署名

change.org

オンライン署名を始める

賛同・開始した署名

オンライン署名一覧

会員プログラム

ログイン

署名ページ

コメント

お知らせ・最新状況

【「クロネコヤマトの宅急便」を使ったことがあるみなさんへのお願い】ヤマト運輸の3万人一斉首切りでピンチに陥る、ネコポス・DM配達員や仕分け作業員、障がい者のみなさんを助けて下さい！



開始日 2023年9月29日
署名の宛先 ヤマト運輸株式会社

この署名で変えたいこと

署名の発信者 **全労連（全国労働組合総連合）**

すでに一部の報道などでご存知の方もいらっしゃると思いますが、2024年1月31日をもって、全国で約3万人のネコポス・クロネコDM便の配達員の個人事業主が、ヤマト運輸の都合により一斉に契約解除されようとしています。またそれと同時に、クロネコDM便の仕分け作業に従事している、パート社員(数千人規模と推定)も解雇を通知されています。

これらの働くみなさんには、低年金者や高齢者、シングルマザー、障がい者などいわゆる「社会的弱者」が多く含まれています。

そもそもヤマト運輸は、なぜそんなに多くの人たちを一斉に契約解除・解雇しようというのでしょうか？ 6月19日に発表された「日本郵政グループとヤマトグループ 持続可能な物流サービスの推進に向けた基本合意について」によると、「両社の経営資源を有効活用する」とあります。しかし、その「経営資源」には「人的資源」＝労働者は含まれていないのでしょうか？

また、労働者不足（運転手不足）が懸念される2024年問題を前に、約12.1億個（2022年度：クロネコDM便約8億個、ネコポス約4.1億個）もある取り扱い貨物を、人的資源を移さずに日本郵便へ丸投げするならば、運配などの不利益を消費者のみなさんが負うことにもなりかねません。

この件はNHKでも報道され、ヤマト運輸は「新たな仕事探しの支援もしていく」としています。

参考記事：

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230924/k10014205181000.html>

56,696 75,000

賛同

次の目標

👁 今日434人が賛同しました

今すぐ賛同

姓

名

Eメールアドレス

Chiyoda-ku, 100-0001
日本

☒ 賛同した際、自分のアカウント名及びコメントを表示させる（チェックを外しても賛同はできます）

今すぐ賛同

賛同することで、利用規約とプライバシーポリシーに同意したとみなされ、アカウント作成とメルマガ登録が行われます。配信解除はいつでも可能です。

署名サイトへは
こちらから



建交労 軽貨物ユニオンが提出した要求書及び団体交渉の申し入れ書

2023年08月09日

ヤマトホールディングス株式会社
代表取締役社長 長尾 裕 殿
ヤマト運輸株式会社
代表取締役社長 長尾 裕 殿

全日本建設交運一般労働組合神奈川県本部
ダンプ支部軽貨物分会（略称：建交労軽貨物ユニオン）
執行委員長 高橋 英 晴

要求書及び団体交渉申し入れ書

私たちは軽貨物自動車（バイク・自転車を含む）を使用して働く者でつくる全国組織の労働組合です。

さて、所謂物流の2024年問題を前に、貴社は合理化策として2023年6月19日に「持続可能な物流サービスの推進に向けた基本合意」を日本郵政グループと交わし、クロネコDM便を来年1月31日に終了し、「ネコポス」についても今年10月から随時終了し、新サービスへ移動すると発表し、プレス記事では「両社の経営資源を有効活用する」と記載しました。

しかし、「経営資源」には「人的資源」は含まれていないのか、当組合所属の当該配達員からの相談では、2024年1月31日に配達業務終了を一方的に文書通知され、営業所長に日本郵便への紹介を求めた所、「一切ない」と回答されています。

また、2023年8月8日付「しんぶん赤旗」によると、全国約3万人が個人事業主クロネコメイトであり、クロネコDM便・ネコポスの配達業務を行っており、その多くは低年金の高齢者やその収入を生活の柱にしている配達員も多く、契約解除は死活問題だという声も上がっています。これまで長年にわたり貴社の事業のために働いてきた配達員を自社の都合で契約解除するばかりか、日本郵政に引き継ぐこともしなければ、日本郵政（日本郵便）側が配達員不足に陥り、その結果、郵送物の遅延につながり国民に大きな被害が及びます。

つきましては、下記の通り、要求及び団体交渉を申し入れますので、団体交渉の諾否を含めて2023年8月25日までに予め文書での回答をするよう要請致します。

記

1. 本件に係る来年1月末に予定している個人事業主との委託契約解除を撤回すること。
2. 報道によると「関連する業務に携わる全ての方々に対して、会社として可能な限り何らかのサポートをしていきます」としていますが、具体的な内容を明らかにすること。
3. サポートの内容の一つとして、現在貴社の配達業務を行っている個人事業主が、日本郵便（株）移管後も継続して就労できるようにすること。
4. 本件当該行為によって、組合員に「契約の解除」等、不利益な取り扱いが行わないこと。

尚、団体交渉に応じて頂ければ、当組合から日時・場所等について、ご連絡しますので、担当部署・担当者・連絡先をお知らせください。

以 上

（問い合わせ・連絡先）

建交労軽貨物ユニオン 執行委員長 高橋 英晴

電 話 045-662-2340

FAX 045-641-5453

メール ctq-kana@jasmine.ocn.ne.jp

ヤマト運輸 パート社員の皆様へ

労働組合に 加入して、 ヤマト運輸と 「交渉」しま せんか？

ヤマト運輸は「クロネコDM便」「ネコポス」の「仕分け作業」や「配達員」のパート社員、さらには「FC」「PSD」までも一斉に2024年1月末をもって解雇しようとしています。その数は全国で数千人にのぼります。これは2024年問題や環境問題の名を借りた「使い捨て」「大リストラ」です。全国の同じ境遇にある皆さんとともに、労働組合「建交労軽貨物ユニオン」の力を借りて、ヤマト運輸と交渉しませんか？

問い
合わせ先

建交労
軽貨物ユニオン

TEL 045-662-2340 FAX 045-641-5453
神奈川県横浜市中区松影町2-7-17
リバーハイツ石川町304号室



あなたの要求をお聞かせください



あなたがヤマト運輸へ求めることは何ですか？「このままヤマトで働き続けたい。」「日本郵便に移っても同じ条件で働きたい。」「退職時の補償をもっと出してほしい。」私たちは解雇撤回＝雇用の継続を求めています、要求は人それぞれです。**軽貨物ユニオンはすで10月16日に本社との交渉を開始しています。あなた自身の要求を聞かせて頂き、ヤマト運輸に対して労働組合の力(団体交渉権・ストライキ権など)を使って、要求を実現しませんか？**



職場には組合があるけれど…？

私たちの労働組合は、**この件で全国から多数の相談を受けており、すでに交渉に動き出しています(裏面参照)**。ぜひ建交労軽貨物ユニオンにご相談ください。**この問題の専門の弁護士もあり、おひとりからでも加入できます。**

すでに退社届にサインしてしまった？

ヤマト運輸は10月から解雇対象のパート社員に個別面談を行い、慰労金を支払う代わりに2024年1月31日を期限とする「退社届」にサインをさせています。**すでにサインしてしまった方もまだサインしていない方も、それぞれ対処法をお伝えします。詳しくはご相談ください。**

相談先はこちらです。



UNITE!



契約解除・解雇撤回を求めるオンライン署名

change.org

オンライン署名を始める

賛同・開始した署名

オンライン署名一覧

会員プログラム

ログイン

署名ページ

コメント

お知らせ・最新状況

【「クロネコヤマトの宅急便」を使ったことがあるみなさんへのお願い】ヤマト運輸の3万人一斉首切りでピンチに陥る、ネコポス・DM配達員や仕分け作業員、障がい者のみなさんを助けて下さい！



開始日 2023年9月29日
署名の宛先 ヤマト運輸株式会社

この署名で変えたいこと

署名の発信者 **全労連（全国労働組合総連合）**

すでに一部の報道などでご存知の方もいらっしゃると思いますが、2024年1月31日をもって、**全国で約3万人のネコポス・クロネコDM便の配達員の個人事業主が、ヤマト運輸の都合により一斉に契約解除されようとしています。**またそれと同時に、クロネコDM便の仕分け作業に従事している、**パート社員(数千人規模と推定)も解雇を通知されています。**

これらの働くみなさんには、**低年金者や高齢者、シングルマザー、障がい者などいわゆる「社会的弱者」が多く含まれています。**

そもそもヤマト運輸は、なぜそんなに多くの人たちを一斉に契約解除・解雇しようのでしょうか？ 6月19日に発表された「日本郵政グループとヤマトグループ 持続可能な物流サービスの推進に向けた基本合意について」によると、「**両社の経営資源を有効活用する**」とあります。しかし、その「**経営資源**」には「**人的資源**」＝労働者は含まれていないのでしょうか？

また、労働者不足（運転手不足）が懸念される**2024年問題**を前に、**約12.1億個（2022年度：クロネコDM便約8億個、ネコポス約4.1億個）**もある取り扱い貨物を、人的資源を移さずに日本郵便へ丸投げするならば、運配などの不利益を消費者のみなさんが負うことにもなりかねません。

この件はNHKでも報道され、ヤマト運輸は「**新たな仕事探しの支援もしている**」としています。

参考記事：

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230924/k10014205181000.html>

56,696 75,000

賛同

次の目標

👁 今日434人が賛同しました

今すぐ賛同

姓

名

Eメールアドレス

Chiyoda-ku, 100-0001
日本

☒ 賛同した際、自分のアカウント名及びコメントを表示させる（チェックを外しても賛同はできます）

今すぐ賛同

賛同することで、**利用規約とプライバシーポリシー**に同意したとみなされ、アカウント作成とメルマガ登録が行われます。配信解除はいつでも可能です。

署名サイトへは
こちらから



建交労 軽貨物ユニオンが提出した要求書及び団体交渉の申し入れ書

2023年9月13日

ヤマト運輸株式会社

代表取締役 長尾 裕 殿

全日本建設交通一般労働組合神奈川県本部

ダンプ支部軽貨物分会（略称：建交労軽貨物ユニオン）

執行委員長 高橋 英晴



要求書及び団体交渉申し入れ書

私たちは軽貨物自動車（バイク・自転車を含む）を使用して働く者でつくる全国組織の労働組合です。

さて、所謂物流の2024年問題を前に、貴社は合理化策として2023年6月19日に「持続可能な物流サービスの推進に向けた基本合意」を日本郵政グループと交わし、クロネコDM便を来年1月31日に終了し、「ネコポス」についても今年10月から段階的に終了し、新サービスへ移行すると発表し、プレス記事では「両社の経営資源を有効活用する」と記載しました。

しかし、「経営資源」には「人的資源」は含まれていないのか、神奈川主管支店所属の当該組合員三上正子氏からの相談では、2024年1月31日に配達業務終了を一方的に文書通知され、今後の貴社内での仕事の継続は一切無く、さらに日本郵便への紹介もしないと回答されています。

また、2023年8月8日付「しんぶん赤旗」や他の報道によると、全国約3万人のクロネココメント便を含め、仕分けパートで働く雇用労働者の多くが、高齢者、シングルマザー、障害者など社会的弱者であり、今後の仕事の確保は困難であり、今回の契約解除は死活問題だという声が上がっています。これまで長年に渡り、貴社の事業のために働いてきた雇用労働者を自社の都合で解雇するばかりか、このまま日本郵便に引き継ぐこともしなければ、日本郵便側が人手不足に陥り、その結果、郵送物の遅延につながり、国民に大きな被害が及びます。

つきましては、下記の通り要求および団体交渉を申し入れますので、団体交渉の諾否を含めて、2023年9月21日までに予め文書での回答するよう要請いたします。

記

1. 本件に係る来年1月末に予定している雇用労働者との雇用契約終了を撤回すること。
2. 本件に係り、当該組合員について、貴社内で継続して働けるよう就労場所を確保すること。
3. 本件に係り、日本郵便への就労を希望する者については、現在の労働条件を引き下げることなく日本郵便で働けるよう申し入れをすること。
4. 本件当該行為によって、当該組合員に不当労働行為は行わないこと。

尚、団体交渉に応じて頂ければ、当組合から日時・場所等について、ご連絡しますので、担当部署・担当者・連絡先をお知らせください。

以上